

特定行政書士になろう!

特定行政書士法定研修は制度の未来への試金石

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「特定行政書士」が付記されます。

広がる可能性。
広げる将来性。

行政書士の新たな活躍の場

お客様の「困った…」を最後まで支える

「行政手続きのプロフェッショナル」の安心感をお客様に

Go to the next stage!

〈申込期間〉平成29年5月1日[月]~5月31日[水]

〈研修期間〉平成29年7月~10月(期間内で各単位会が指定するクールにて実施します。)

〈考査日〉平成29年10月22日[日]

※詳細は月刊「日本行政」5月号掲載の「平成29年度特定行政書士法定研修募集要項」及び日行連ホームページ「特定行政書士特設サイト」をご覧ください。

講義科目

行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論
特定行政書士の倫理、総まとめ

「プレ研修」は
日行連ホームページで
公開中!



日本行政書士会連合会

特定行政書士は

行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する
行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。

例えば…

難民不認定

出入国管理及び難民認定法

申請者は、本国において民主化運動指導者らと社会活動を行い、本邦においても反本国政府団体に加入し活動を行っていることなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったが、申請者の供述を前提としてもデモ参加程度にとどまり、難民条約上の迫害のおそれがあるとは認められないとして不認定となった。申請者はこれを不服として異議申立てを行うことが考えられる。

建設業許可申請の不許可処分

建設業法

建設業許可申請を行ったところ、経營業務の管理責任者としての経験年数が要件を満たしていないこと、経營業務の管理責任者の常勤性に疑義があることを理由に不許可となった。

経營業務管理責任者としての経験年数や常勤性について、その判断を見直す余地がある場合に不服申立てをすることが考えられる。

産業廃棄物処理施設の設置許可申請の不許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行ったところ、不許可処分となった。申請先の自治体においては、条例により周辺住民の同意書の提出が許可要件となっていて、その要件を満たしていないことが理由とのことだったが、周辺住民の同意書の提出を許可要件としていることに疑義がある場合に、不服申立てすることが考えられる。

